

国立大学法人長崎大学個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	学業成績票（証明書）
国立大学法人の名称	国立大学法人長崎大学
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	文教地区事務部 総務課 工学部総務班
個人情報ファイルの利用目的	卒業判定等の成績管理 個人の成績証明書発行
個人情報ファイルの記録項目	1学科 2氏名 3生年月日 4性別 5本籍 6学籍番号 7科目名 8取得単位数 9評価 10卒業証書番号 11入学年月日 12卒業年月日 13卒業研究題目 14出身高校
記録範囲	本学部に所属する学部学生
記録情報の収集方法	本人の申告 学生支援部学務係からの提供 成績入力票
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—
記録情報の経常的提供先	—
開示請求、訂正請求及び利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 広報戦略本部
	(所在地) 長崎市文教町1-14

訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 2 条第 6 項第 1 号 (電算処理ファイル) 令第 7 条 3 号に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 2 条第 6 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
独立行政法人等非識別加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
独立行政法人等非識別加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
個人情報ファイルが第 2 条第 9 項第 2 号ロに該当する場合には、意見書の提出機会が与えられる旨		
独立行政法人等非識別加工情報の概要	—	
作成された独立行政法人等非識別加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された独立行政法人等非識別加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

(注 1) この様式中「法」とは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）をいい、「令」とは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 549 号）をいう。

(注 2) 「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして以下の記述等が含まれる個人情報をいう。

- ◆身体障害・知的障害・精神障害等があること
- ◆健康診断その他の検査の結果（遺伝子検査の結果を含む）
- ◆保健指導、診療・調剤情報
- ◆本人を被疑者又は被告人とする刑事事件に関する手続
- ◆本人を非行少年等とする少年の保護事件手続